

# ●いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◇速報～国連・子どもの権利委員会（第46会期）～

「子どもの権利のための資源」についての一般的討議

平野裕二（代表委員）

1

◇青年期の子どもの家族支援を考える

一子どものシェルター：カリヨン子どもの家の取り組みから

カリヨン子どもセンター監事 前田 信一

6

◇再掲 シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

NPO こども福祉研究所

「就学援助制度の現状と課題—子どもの権利保障制度としての検討—」

小椋佑紀

(NPO こども福祉研究所、東洋大学大学院博士後期課程) 10

◇シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

NPO こども福祉研究所

子ども家庭支援施策の変遷からみた要保護児童対策に

おける子ども家庭支援センターの課題

我謝 美左子

(NPO こども福祉研究所研究員、東洋大学大学院)

15

★ DOCUMENT (No.87) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 24

◇第8回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集要項

子どもの人権連事務局

36

◇子どもの人権連 第22回総会のお知らせ

38

## ◆活動の基調◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



## 速報

# ～国連・子どもの権利委員会(第46会期)～ 「子どもの権利のための資源」についての一般的討議

平野裕二（代表委員）

国連・子どもの権利委員会は、第46会期中の2007年9月21日、「子どもの権利のための資源—一国の責任」をテーマとする恒例の一般的討議を開催した。

討議の目的は、とくに子どもの経済的・社会的・文化的権利を保障するための資源配分のあり方について、とくに条約4条（実施に関する一般的措置）の規定を踏まえて検討することである。4条は、その第2文で次のように規定している。

「経済的、社会的および文化的権利に関して、締約国は、自国の利用可能な手段を最大限に用いることにより、および必要な場合には、国際協力の枠組の中でこれらの措置をとる」（国際教育法研究会訳）

「締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる」（政府訳）

いずれの訳でもresourcesを「手段」としているが、本稿ではこれを「資源」と訳出する。いずれにせよ、ここでいう「利用可能な資源（手段）」（available resources）とは何か、それを「最大限に用いる」（to the maximum extent）とはどういうことかについて議論を深めるのが、今回の一般的討議の目的であった。そのことは、次の2つの分科会のテーマ設定を見ても理解できる（筆者は第1分科会に参加）。

・第1分科会「『利用可能な資源』と子どもたちへのその配分」

### ・第2分科会「資源の最大限の活用」

子どもの意見表明権・参加権をテーマにした昨年の一般的討議（本誌105号参照）には200名を超える参加者がおり、参加制限が設けられたほどであったが、今年はおよそ120名に留まった様子である。また、ラテンアメリカ（ペルー）の子どもたちとのビデオ対話が予定されていたが、技術的問題によりビデオメッセージの上映に変更され、直接の子ども参加はなかった。

委員会は、例年どおり、討議を踏まえて委員会としての勧告を採択する予定である。また、それを踏まえた一般的意見の作成にも着手することになろう（なお、今会期は「先住民族の子どもの権利」と「子どもの参加権」に関する2つの一般的意見の作成作業が進められている）。

委員会はすでに、一般的意見5号（子どもの権利条約の実施に関する一般的措置、2003年）で「予算で子どもを目に見える存在にする」必要性を強調し（G節）、▶経済的・社会的計画や予算上の決定は子どもの最善の利益を第一義的に考慮して行なうこと、▶子どもを経済政策や財政的後退の悪影響から保護すること、▶そのためにも子どもにどのぐらいの割合の資源が配分されているかを明らかにすることなどを求めている（パラ51～52）。今回新たに採択される勧告は、これらの見解をより詳細かつ具体的に述べたものとなる。

勧告は会期終了日の10月5日に採択・公表される予定で、本稿執筆時点（9月30日）では未採

択のため、ここでは討議のポイントをいくつか紹介するに留める。

## 社会権規約との関連

今回の討議には、N G O代表や研究者に加えてユニセフ(国連児童基金)や世界銀行といった国際機関の代表も参加したが、とくに歓迎されたのは、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約)の実施状況を監視している社会権規約委員会から2名の委員が出席したことである。そのひとり、アイベ・リーデル氏は、社会権規約の実施に関する日本の第2回政府報告書が審査されたときに報告者を務めたことでも知られている。

社会権規約2条1項は、次のように定めている。

「この規約の各締約国は、立法措置その他すべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する」

この規定の基本的な趣旨は子どもの権利条約4条と同じであり、社会権規約委員会がこれまでに培ってきた経験から学ぶところは大きい。

とくに同委員会の一般的意見3号(締約国の義務の性格、1990年)は今回の討議とも深く関連しており、リーデル氏は開会式(全体会)のプレゼンテーションで同委員会の見解の要点を手際よく紹介した。とりわけ、締約国が経済状況の如何に関わらず負わなければならない「最低限の中核的義務」の内容を、子どもの権利条約で保障されている各権利ごとに明らかにしていく作業が求められよう。「後退的措置の禁止の原則」も、子どもの権利条約の場合にも同様に妥当するもので

ある。国連人権理事会では現在、権利侵害の被害者が同委員会に苦情を申し立てられるようにするための選択議定書を作成中であるが、その作業に資する目的で同委員会が発表した声明(2007年5月、E/C.12/2007/1)にも、この点に関わる委員会の見解が手際よくまとめられている。

社会権規約委員会の副委員長は、討議のなかで、2つの委員会が緊密な協力関係を築いていくことへの希望を表明したが、これは双方の委員会にとって有益なものとなろう。なお、今回の討議では国連の「十分な居住に関する特別報告者」であるミルーン・コタリ氏も第2分科会に参画しており、国連人権機構の枠内で活動しているこれらの専門家ともいっそう協力していくことが求められる。

他方で、実施のための資源が必要とされるのは子どもの社会権だけではないことも、討議のなかでは強調された。たとえば子どもの権利委員会の元委員であるマルタ・サントス・パイス氏(現ユニセフ・イノチェンティ研究所所長)は、南アフリカの立法執行予算見積り手続きなどを例に挙げながら、少年司法制度など子どもの市民権の保障のために多くの資源が必要であることを指摘している(第1分科会)。第2分科会の報告者を務めたコトランエ委員(チュニジア)も、子どもが有するすべての権利の一体性・不可分性が強調されたことを報告した。

## 「利用可能な資源」の幅広いとらえ方

4条にいう「資源」に財源のみならず人的資源も含まれることは、委員会がつとに強調してきたところである。開会式で問題提起を行なったシディキ委員(バングラデシュ)も、「4条にいう資源は基本的には財源を意味するが、人的・組織的資源の決定的重要性も認めなければならない」と指摘している。

ここではとくにユニセフの整理が参考になろう。ユニセフは、一般的討議に向けて提出したペーパーのなかで、「資源」のタイプを次の3つに分類している。

- 人的資源 (human resources) : 身体的・精神的健康、知識、創造性、自信、時間の利用可能性、諸スキル（子育て・教育・リーダーシップ・マネジメント・政治に関わる諸スキルなど）の重要な能力を含むものとして幅広く解釈）
- 経済的資源 (economic resources) : 所得（現物・現金／個人所得・事業所得）、資産、天然資源（とくに土地・水）、信用、政府歳入・歳出
- 組織的資源 (organizational resources) : 家族・世帯構造、拡大家族・親族関係、コミュニティの構造・組織、協同組合、労働組合、宗教団体、メディア、政府機関、その他の官民の諸制度・管理体制、テクノロジー（人的・経済的資源に包含されないかぎりにおいて）

同じペーパーでは、それぞれの資源を「ストック」と「フロー」の観点からさらに分類した表も掲載されており、同様に参考になろう。

資源のタイプ	ストック	フロー
人的資源	スキル、専門性、モチベーション、意志力、野心、「ビジョン」、知識、経験、欲求、コミットメント、エネルギー	熟練した肉体・知的労働力；闘争、脅威、交渉、対話；情報・経験交流
経済的資源	土地、天然資源、物理的インフラ（道路・電気・水道）；諸設備・道具；資産・貯金；テクノロジー・情報	所得、支出、消耗品原材料（生産活動への投入）、利子、利益
組織的資源	行政組織・規範・手続；法律・規則；職能団体；政治的権力・リーダーシップ・統制力；政治団体；地域団体・委員会、サービス提供機関；家族	意思決定、参加、動員、マネジメント、実施、モニタリング、訓練・研修

討議の過程ではとくに、いくつかのNGOが資源としての「家族」の重要性に言及した。たとえばカリタス・インターナショナルは、EU（欧洲連合）加盟国で子どもの貧困が憂慮すべき水準に達していることに触れながら、これはお金がないというだけの問題ではなく多面的な問題であって、家族の支援を含む複合的なアプローチが必要であることを指摘している。セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンも、「子どものための資源としての親を支援するうえでの締約国の役割」と題するペーパーを提出し、「親と家族は子どものために『利用可能な資源』として理解されなければならない」と主張している。

「利用可能な資源」の観点からは、放棄された選択肢から得られたはずの最大利益、すなわち「機会費用」の問題にも関心が集まつた。この点を、とくに軍事支出との関連で問題にしたのが国際平和ビューロー (International Peace Bureau: I P B) の代表である。I P B代表は、討議の場における発言で、世界的には国連・ミレニアム開発目標を達成するに必要な額の10倍が軍事費に費やされていることを指摘し、もっと「人間の安全保障」に目を向けるべきことを強調した。I P Bが提出したペーパーのなかでも、子ども向けて配分されている資源は軍事支出を含む予算全体のなかに位置づけて検討しなければならないとして、「全体的予算の視点」(a whole budget perspective) の必要性を訴えている。

また、「利用可能な資源」にはもちろん「国際協力」によるものも含まれており（条約4条ほか）、この点についてもしばしば発言があった。ただし、開発途上国に援助を受ける「権利」があるわけではないこと、すなわち先進国に援助の「義務」があるわけではないことについては、おおむね合意があったと言ってよい。第2分科会の議事進行を務めたハタブ委員（エジプト）も、子どもの社

会権を保障する主たる責任はあくまでも締約国にあり、国際協力の役割はそれを補完するところにあると指摘した。この点は、やはり「利用可能な資源」に含めることができる民間セクターについても、かつて確認されたところである（2002年の一般的討議「サービス提供者としての民間セクターおよび子どもの権利の実施におけるその役割」の勧告参照）。

とはいえたが、開発援助が重要な役割を果たすことには変わりがなく、ハタブ委員や他の出席者からも、ODA（政府開発援助）の対GNP比を0.7%以上にするという目標をはじめとする、一連の国際合意を想起する必要性が指摘された。さらには、国際貿易における公正な条件の確保、貿易・外交政策における一貫性の維持が必要なことも複数の参加者が指摘している。オルティス委員（パラグアイ）は、「子どもの権利に対する責任は国境を超える」として、国際協力においても権利基盤アプローチをとる必要性を訴えた。

### 予算策定プロセスへの市民参加・子ども参加

議論の過程で重視されたもうひとつの点は、予算策定プロセスにおける市民参加・子ども参加をどのように進めていくかということである。そのためには、予算の透明性と予算に関わる説明責任を確保することが当然の前提となる。予算を提示する際にも、一般の市民や子どもにとってわかりやすいやり方が工夫されなければならない。アフリカのNGOからは、子どもに対する金銭教育・財政教育の必要性も指摘された。

予算策定プロセスのあり方の改善についてとくに精力的な貢献を行なったのは、ユニセフである。ユニセフが提出したペーパー「子どもの権利のための予算策定に関する勧告」では、子どもの権利のための最大限の資源配分を妨げる要因として、次の7つが挙げられている。

- (a) 歴史的に、予算においてはとくに成長重視の優先順位設定が行なわれてきたこと。
- (b) 策定プロセスが透明でも民主的でもないこと。
- (c) 経済的資源以外の資源の数量化が困難であること。
- (d) 貧困削減戦略文書（PRSP）において、子ども、成果、配分に具体的に焦点が当てられるのはまれであること。
- (e) 子どもの権利に関わる成果を測定するのが困難であること。
- (f) 子どものための国内行動計画が予算配分と結びつけられていないこと。
- (g) 予算分析を行なうための国内的能力が十分ではなく、財政的マネジメント・システムも弱いこと。

そのうえで、ユニセフは次の9つの勧告を行なっている。

1. 各国は、予算配分額と予算策定プロセスの双方について報告を行なうべきである。
2. 各国は、アクセスしやすい予算概要を作成するべきである。
3. 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、ユニセフや世界銀行等のパートナーと協力しながら、予算によって条約実施を支える方法についてのガイドラインを作成すべきである。
4. 国際機関は、各国が予算分析の能力を強化できるようにするための支援を行なうべきである。
5. OHCHRは、予算と条約についての対話を促進するべきである。
6. 関係機関は、子どもの権利の状況評価に関する調査研究を進めるべきである。
7. 各国は、委員会で自国の報告書が審査される

際、代表団に財務省関係者を含めるべきである。

8. 各国は、子どものための国内行動計画と予算策定プロセスとを連携させるべきである。
9. 委員会と締約国は、ODAの供与と活用に関する報告のガイドラインを策定するべきである。

これらの提言の多くは、委員会が会期最終日に採択する勧告にも反映されることになろう。日本でも格差社会の進行にともなって子どもの貧困が増加しているとの指摘もあり、今回の討議はけっして無関係ではない。また、世界屈指の経済大国としての責任もある。国内外の子どもたちのためにいかに「最大限」に資源を配分していくか、あらためて検討していくことが必要である。

## 青年期の子どもの家族支援を考える —子どものシェルター：カリヨン子どもの家での取り組みから

---

カリヨン子どもセンター監事 前田 信一

---

### はじめに

カリヨンの子どもの家(日本ではじめての子どものためのシェルター)のホーム長をしていた時に出会ったA君の事例をもとに家庭調整のあり方について述べてみたい。最初にカリヨン子どもセンターの活動状況、子どもの家の活動、実際の援助状況、家族支援のあり方について述べていきたい。

### (カリヨン子どもセンターとは)

2004年6月に、弁護士と児童福祉関係者や市民で設立した特定非営利活動(NPO)法人である。カリヨン子どもセンターは、困難を抱えた、行き場のない子ども達のためのシェルター(緊急避難場所)・自立援助ホーム・弁護士による法的支援と、児童福祉関係者や市民による福祉的支援の両方を兼ね備えた事業・子どもの権利に関わる様々な機関とネットワークを結び、子どもの人権救済の活動をしている。日本ではじめての、子どものシェルター「カリヨン子どもの家」では、04年6月オープン開設から07年8月までに延べ人数86名(男子26名女子60名)の子どもたちが緊急保護されている。男子の自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」では、05年4月オープンから07年8月まで20人の子どもたちが暮らしてきている。女子の自立援助ホーム「カリヨンタやけ荘」は、06年3月にオープンし、06年3月から07年8月まで13名の子どもたちが暮らしてきている。

### (カリヨン子どもの家とは)

困難を抱えた子どもたちが、緊急に逃げ込むためのシェルターである。子どもたちは衣食住が保障され安全な生活の中で、落着いて自分と向き合い、これから的人生について考えていく。東京弁護士会の子どもの人権救済センター「子どもの人権110番」(03-3503-0110)で相談を受けた弁護士が「子ども担当弁護士」になる。シェルター・自立援助ホームで暮らす子どもたち一人一人に必ず担当の弁護士がつく。入居まで付添い人弁護士がついていればその人に担当になってもらっている場合もある。

専従職員と有償ボランティアのスタッフが、生活の支援を行っている。運営資金、ホームの備品・日用品等は、個人や企業の多くの人たちの寄付によってまかなわれている。

弁護士とスタッフは、本人の希望を尊重し、心と体の健康に気を配りながら家庭との調整を行う。調整ができない場合は、児童養護施設や自立援助ホーム等への入居となる。自立を目指して、一人一人の子どもたちに個別に自立支援を行なってきている。

(A君の場合) プライバシー保護のため内容は考慮している。

①家庭状況—父会社員、母専業主婦、本人、妹の四人家族。

本人は17歳、公立高校に通学していたが、「修学旅行に行く」といって家を出てきて子どもの人権

110番に電話てくる。小島弁護士が対応をし、本人の状況を聞き、保護が必要との判断で保護し、子どもの家への入居となる。本人は、今までには家族を殺してしまうかもしれない。妹のゲームソフトを小遣いが欲しくて売り払い、それを父母に厳しく叱られて金属バットを持ち出し殴ろうとした。自分にブレーキがかからない状況が不安になりカリヨンの新聞記事を見て、2004年9月に保護を求めてきた。

家庭の中で、小さい時から父の母への暴力を見てきている。母は、統合失調症で服薬していて、父が出勤した後に酒を飲む。フラフラして保護され、父がそのたびに暴力をふるっていた。小さい時からそのような場面を見て育ってきていた。父からの直接の暴力は日常的にはなかった。

## ②子どもの家での対応・入居期間4ヶ月

(以下**3人**は小島弁護士・一場弁護士・前田での対応とする)

家庭との調整状況・児童相談所との連携では、必ず2名の児童福祉司が一緒に対応する。

**9月一下旬** 小島弁護士父と面接、子どもの家に保護している旨を伝える。父激怒

**10月一初旬** **3人**で、ケースカンファレンス－じっくり調整し対応していくこと確認

**中旬** **3人**で、父と会い文書で本人の気持を伝える。次回は本人と会ってもらう。

**下旬** **3人**と本人、父・母・妹と会い口頭で「家に帰りたくない。」と伝える。

**11月一下旬** **3人**で、ケースカンファレンス－今後、父との対面・家庭調整について

**中旬** **3人**と本人、父と面接する。本人の

気持を文書にして渡す。

父から「気持はわかった。それでも家族だよ。」といわれる。面接の後自立援助ホームの見学を本人と前田で行く。

**12月の初旬** 一場・前田で児童相談所と今後のことを協議。里親・児童養護での対応は困難である。(空きがない・もうすぐ18歳となる)

**中旬** **3人**と本人、父と面接する。面接後、前田とハローワークで職捜し

**1月の初旬** 自宅にて本人と児童相談所の職員・高校の担任・前田で今後の進路相談

**中旬** **3人**と本人、父と面接する。帰宅後の生活などについて話し合う。

**下旬**、小島・前田で自宅に送る。児童相談所・高校の担任・父・母・妹で受け入れ、自宅での生活が再開される。

**2月の中旬** **3人**と、父母と本人面接する。帰宅後の生活状況を聞く。転校試験の勉強をがんばっている。家族とも今のところうまくやれている。

**3月の中旬** **3人**と、父と本人面接する。その後の生活状況を聞く。転校が決まり4月より、高校に通学することになる。今回で終了とする。

## ③これまでの対応状況

シェルターの中では特別に日課などはない。スタッフは暮らしの中で自然に、本人の言い分を聞く。担当弁護士小島さんの方で最初に家庭状況・本人の気持などを聞く。暮らしの中で、「自分で考える」ことをしていく。本人は、「里親さんで暮らしたい集団生活が苦手だから」と希望する。

保護後にすぐに小島弁護士が児童相談所に行き父と会う。父は激怒し、「弁護士が子どもを誘拐するのか、何処にいるのか教えろ、暴力なんかふるっていいない」というので、カリヨンで一時保護していることを伝える。父との対応が非常に困難となり、一場弁護士とホーム長であった私とで家庭調整を行っていくことを確認し、ケースカンファレンスを行い今後の対応を協議する。児童相談所の窓口を小島弁護士とし、親対応は3人でやることになった。生活の支援はスタッフが行う。小島弁護士の方より父との対応状況について本人に話をする。自分の気持の整理をしていき、父との対面の時にそれを伝えるように言われるが自信がないとのことで文書にしていくことを確認する。シェルターでの生活の中で1ヶ月間自分と向きあう。2ヶ月位たち父と会う時期が近く不安からか「人を殺したい。包丁を買いたい」との訴えが筆者にある。「絶対にダメ」と長時間本人の気持を聞くことで、ようやく本人が納得する。今後、気持の整理していくことが必要であることを伝える。その後も何回か気持の揺れが出る。弁護士と相談して、心療内科のクリニックに本人の同意のもとで通院する。

児童相談所と連携し、家庭の調整を行う。調整を行った後は、支援者である弁護士小島・一場と直接生活支援にあたる前田の一人が、子どもの家にて本人の納得いくまで面接をして、本人の言い分を聞き、自分で考えさせた。家庭分離するにしろ必ず親との対応はしなければならず、本人が気持の整理をしながら具体的に本人のやりたいことを考えていく。11月には自立援助ホーム、12月にはハローワークでの職探しを行う。1月には高校の担任と本人が相談をして会うことになる。先生のアドバイスで、転校の対応がこの段階なら出来ることを聞き、自宅に帰ることを決心する。

自宅に帰った後も、2回児童相談所での面接を

する。本人の不安感が解消され、家庭環境の方も安定してきたのでチームでの対応は終了とする。父母及び本人が、不安になったりパニックになった時は連絡するように伝える。

2005年7月、彼女ができたと本人が筆者に紹介してくれる。だが、2006年8月警察に逮捕される。彼女との別れ話が出て、彼女に対して暴行及び軟禁を行う。高校3年生で中退となる。筆者が警察に面会に行く。釈放された後には、今後のこと話し合う機会をもった。高校卒業認定試験を受けて介護福祉の専門学校の受験をすることを、本人が決意する。2007年4月介護専門学校に入学し、現在も通学中である。自分で考え、どのように対処していくべきかを考えられるようになってきた。

### (家族支援のあり方)

上記のような取り組みの中で、今後の家族支援のあり方について述べてみたい。

#### ① 関係機関の連携及びネットワークづくり

今回のA君の場合も18歳未満だったので児童相談所にお願いをして、カリヨンと家庭との調整役を行ってもらう。カリヨン内部でもチーム協議を行い、十分に本人の状況把握、本人の意向を尊重しながら関係者に集まってもらいながら対応してきた。家族、高校の先生。家庭復帰後は、児童相談所、教育相談所、民生児童委員などが家庭の見守りと対応をしてもらう。「過去の話は聞くのみ、今と、今後の話には相談にのる」という統一的に対応を行う。連携やネットワークをつくれるように主体的な働きかけが必要である。

#### ② パーマネンシーケア（継続した生活環境や人間関係に基づくケア）

児童相談所の一時保護、児童養護施設、里親は

満員状況であり、A君の場合は、児童相談所での一時保護すら困難な状況である。高校生の場合は、児童養護施設では入所自体が不可能な状況となってきた。ましてや、退学転校の場合は施設からの退所が余儀なくされている現状である。彼は体力があったので、精神的なフォローを行うことにより対応ができた。家族分離を行う場合は、命の危険がある場合・性的な暴力がある場合である。こうしたときはどんな状況であれ緊急対応が求められる。

### ③ 家族の支援・本人への支援

中高校生には、十分とはいえないが潜在的に問題解決能力がある。今回のA君の場合は繰り返し親との面接をおこなってきた。自立を支援していく時に親との対応を自分でやっていけるように支援してきた。手紙・電話・面接等をとおしながら親子の関係性が再度築いていけるような援助が求められる。親の姿勢や対応に十分気配りしながら、慎重な対応が必要である。家族、本人からの信頼が得られるように、普段からの関係性づくりが求められる。

※いんふおめーしょんNo.109では、本文中の脚注番号が抜けていました。  
ここにお詫びするとともに、再掲いたします。

シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

## 再掲

連載第9回

# 「就学援助制度の現状と課題 —子どもの権利保障制度としての検討—」

小椋佑紀（こども福祉研究所、東洋大学大学院博士後期課程）

## 1. 就学援助制度とは

就学援助制度は低所得層を対象とした義務教育費補助制度であり、「学校教育法」第25条及び第40条<sup>1</sup>に基づく市町村による就学援助、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等による国庫補助制度から成る。利用に際しては市町村で手続きを行うが、書類の配布方法、申請時期、申請方法、準要保護者の認定要件、支給内容・方法等は市町村毎に決められている。

就学援助制度をめぐる国と市町村の関係は、市町村での就学援助実施を前提とし、国は予算の範囲内で補助を行う形となっている。この関係にこれまで変更はないが、近年、国による予算の範囲内の国庫補助の仕方に大きな変更があった。従来、国庫補助制度では援助対象として生活保護法に言う要保護者（教育扶助受給者は同扶助による支給品目について対象外となる）と、これに準ずると市町村教育委員会が認めた準要保護者が設定されてきた。しかし、2005年度より準要保護者の国庫補助金は一般財源化されている<sup>2</sup>。これにより現在は要保護者の学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等についてのみ国庫補助が行われている。

## 2. 就学援助制度の実施状況

### 1) 利用状況

就学援助制度の利用者の割合は上昇傾向にあり、2004年度全国平均の利用児童生徒の割合は、2000年度より約4割増の12.8%であった<sup>3</sup>。これを都道府県別にみると、2004年度岐阜県の4.1%から大阪府の27.9%<sup>4</sup>まで幅広い。このような傾向は同一都道府県内でもみられ、宮武（2006：11）によると、東京都23区では2005年度千代田区の7.0%から足立区の41.3%までかなりの開きがある<sup>5</sup>。同制度利用者増加の背景には企業の倒産・リストラ、ひとり親家庭の増加等が指摘されている<sup>6</sup>が、利用児童生徒の割合の結果をもって即子どもの貧困の実態として比較する、あるいは地域格差として論じることはできない。

準要保護者の認定要件は市町村により異なり、所得（あるいは収入）に係る要件のみで認定する場合、前出要件に生活状況の調査が含まれる場合等様々である。また、所得（収入）に係る要件のみであってもその基準は市町村によって決定される。例えば、「世帯の所得（収入）が生活保護基準の～倍」と設定される場合、宮武（2006：11）によると東京23区で1.1～1.25倍となっている。東京23区以外では、この基準の範囲以外の場合もある。

認定要件の他にも、制度周知の方法、申請方法、支給品目の範囲、支給方法等は全国一律ではない。市町村間の比較は子どもの生活実態・認定要

件・支給品目及び金額等、制度運営の分析を通じて行われる必要がある。

## 2) 準要保護者分の国庫補助金一般財源化後の市区町村の動向

先に述べたように、就学援助制度の運営は市町村の裁量部分が大きい。しかし、国庫補助制度では法律で援助対象者と補助対象品目が規定されている。援助対象、補助対象品目及びその単価、国の予算の範囲内の補助金支給等の制約はあるが、市町村の就学援助に対して直接的に補助金の支給が行われる。国庫補助制度に対する評価は別として、このような補助金支給の仕組みは市町村の就学援助制度運営に一定の方向性を与える役割を果してきた。今回、就学援助利用の多くを占める準要保護者分の国庫補助金が一般財源化されたことは、準要保護者分の直接補助が廃止されただけでなく、これまで以上に市町村の主体性が求められることを意味している。

文部科学省は2006年6月、「就学援助に関する調査結果」を発表した。その中で準要保護者分の国庫補助金の一般財源化初年度にあたる2005年度の準要保護者認定基準の変更の有無を質問している。その結果は全国2,095の市区町村等教育委員会のうち、認定基準の縮小あるいは支給額の減額を行ったのは109ヶ所、認定基準の引き上げ等の緩和を行ったのは14ヶ所であった。今回の一般財源化後、市町村による就学援助実施縮小傾向は大きなものではなかったことを示したが、調査対象年度が2005年度であることから、今後の推移は注目を要する。別の調査（対象181市）では、回答した145市のうち2005年度以降準要保護者の認定基準を変更あるいはこれを予定しているのは80市であったとものもある<sup>7</sup>。この他、藤本（2005）では市町村の就学援助の認定基準・支給品目・金額等の縮小について具体例を挙げて

説明され、高木（2006）では2006年度大阪府内の認定基準引き下げの傾向が示されている。

これらのような市町村の動向に関する諸調査の一方で、今回の一般財源化について就学援助制度をめぐる国と地方の関係から問題整理を行っているものもある。

新井（2006）は、分権化を支えるためのナショナル・スタンダード、権利保障としてのナショナル・ミニマムを支持する立場から、今回の一般財源化について論じている。具体的には、今回の一般財源化後の市町村への影響について、一般財源化分の市町村での予算確保の問題、これまで市町村が独自に設定した支給品目や国庫補助外の予算の上乗せの維持の問題を指摘した。また、既に一般財源となっている教材購入費等については、国基準以下の実績や地域格差等が中教審答申（「新しい自体の義務教育を創造する」2005.10.26）で指摘されており、就学援助制度でこれを回避するためにナショナル・スタンダードに基づく国と市町村の連携が必要であるとした。

今回の一般財源化に伴い、今後子どもの生活と育ちを支える仕組みの維持・向上について市町村がどのように考えているかによって、その制度運営はこれまで以上に自治体毎に異なったものとなる可能性がある。このとき新井による分権化の一方でのナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードの視点に加え、同制度が子どものものである以上、子どもの生活実態に基づいて子どもの権利を実現するものとして取り組まれた結果であるかどうかは非常に重要である。

### 3. 就学援助制度の課題

#### 1) 就学援助制度と生活保護制度の関係

就学援助制度の国庫補助制度では、当初より教育扶助受給者が同扶助支給品目について支給対象外となっている。これが市町村ではどのように扱われているかについて、教育法令研究会編（2005.12.20：4605）では「経済的に困難な家庭についてはまず教育扶助が行われ、これに準ずる程度の家庭について就学援助が行われる場合が多いようである」と説明されており、多くの市町村で国庫補助制度と同様の考え方方が用いられていることが窺える。教育扶助受給者を同扶助支給品目について就学援助制度の対象外とするのは他制度の適用を優先する生活保護法第4条の保護の捕捉性と矛盾している。本来、就学援助制度は教育扶助に優先していかなければならない。

しかし、就学援助制度を教育扶助に優先するものとして行えば問題は解決するかというと決してそうとは言えない。就学援助制度ですべての要保護者をカバーするならば、教育扶助の意義が改めて問われることになる。

両制度の関係性の詳細については紙面の関係上別稿に譲るが、両制度間には義務教育期の子どもに対する経済的援助システムをどのように構成するかという、義務教育の無償の議論にも関わる根源的な問題が横たわっている。

#### 2) 就学援助制度におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダード

就学援助制度におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードについて論じるにあたり、まず同制度をめぐる法律関係について確認しておく。新井（2006）は旧「教育基本法」第3条の教育の機会均等原則を再評価し、これを同法第10条の教育条件の整備と関連づけること・

「憲法」第26条第1項の教育を受ける権利を前提とするものとして位置づけることが必要であるとしている。新井によるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードの視点はこのような理解に基づいている。これを参考に現行法を用いて再整理すると次のようになる。「憲法」第26条第1項の教育を受ける権利を具体化したものが、「教育基本法」第4条第1項及び3項<sup>8</sup>の教育の機会均等である。このうち同法第4条第3項の経済的理由による修学困難者に対する国・地方公共団体による奨学規定の一方で、「教育基本法」第5条第3項、第16条では国と地方公共団体による教育機会の保障・教育水準の維持向上のための施策の策定実施、教育の円滑で継続的な実施のための財政措置について規定されており、これらは市町村による就学援助と国による国庫補助制度により具体化される。つまり就学援助制度は教育を受ける権利を基底として、国と市町村の取り組み（現行では国庫補助制度と就学援助）により、経済的側面から低所得の家庭にある子どもの教育を受ける権利を実現する教育施策であると言える。

これにより、就学援助制度において国が子どもの教育を受ける権利実現の一翼を担っていることが確認できるが、ナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードの役割を果たしてきたかどうかには疑問が残る。就学援助制度に対する国の関わりは国庫補助制度が発足した1950年代後半より、同制度を通じて行われてきた。同制度は市町村による就学援助に対して、国家予算の範囲内での1/2補助とされ、財政面におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードは曖昧であった<sup>9</sup>。また、先にも述べたように教育扶助受給者の国庫補助制度における扱いは、生活保護制度の保護の捕捉性と矛盾しており、援助対象におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・

スタンダードについても同様のことが言える。つまり、就学援助制度におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードの問題は近年に始まったものではなく、今回の一般財源化により問題を深刻化させているのである。

### 3) 子どもの権利に根ざした市町村による取り組み

就学援助制度の現状では、市町村の子どもの生活と育ちを支える仕組みの維持・向上の考え方によって、今後その運営は自治体毎にこれまで以上に異なっていく可能性があると述べた。そしてこれに対して子どもの生活実態に基づいて子どもの権利実現が図られているかどうかという視点からの検証が重要であるとも述べた。

就学援助制度の運営では、地域の子どもの生活実態に即して制度の基準や内容が決められているか、制度周知はもとより制度へのアクセスが容易でない人々に対応できる仕組みになっているか等といったことは特に配慮を要する。それゆえ子どもの教育を受ける権利に立脚した制度運営をしようとするとき、就学援助制度の範囲を越える子どもに係る施策ニーズや個別ニーズと出会う可能性がある。公的にすべてのニーズや問題に対応することは困難であるし、またそのようにすべきではない。しかし、子どもをめぐる問題に敏感であること、明らかになった問題に既存の資源でどのように対応できるか／資源がないのであれば公的機能を含め地域の中でどのように解決していくのかを施策レベル・市民対応レベルで展開させていく仕組みは必要である。子どもは日々の生活の中で学び、育つのであり、生活と教育は常に連動している。行政区画に基づく施策と対応によって子どもの生活を断片化し、放置することは許されない。

市町村による子どもの生活と育ちを支える仕

組みから就学援助制度をみても、今後同制度の運営は子どもの生活と育ちを支える仕組みによって異なっていくことが予想される。近年、次世代育成支援や児童虐待防止のためのネットワーク形成など、教育・福祉等の領域を越えた対応が市町村に求められている。先に述べたような子どもの生活と教育の関係からすれば、行政区画による対応に加え、それを越えた視点と対応が市町村の子ども関連施策、ひいては総体としての子ども施策として求められるのは本来自然なことである。子ども施策もまた、子ども自身のものである以上、子どもの生活実態に基づいて子どもの権利実現がそこで図られるべきであることは重ねて言うまでもない。それゆえ、子どもの生活実態に基づいて子どもの権利実現を図るものとして、市政における子ども施策・子ども施策における低所得家庭の子ども支援・低所得家庭の子ども支援における就学援助制度がそれぞれどのように位置づけられているかという、子ども施策からの検証の視点も必要となってくる。

先に挙げた二つの課題では、義務教育期の子どもに対する経済的援助システムやナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードといったより大きな問題との関わりがあった。市町村における就学援助制度の運営をめぐっても自治体による子ども施策の取り組みというより大きなレベルへの視点が求められる。子ども関連施策と就学援助制度は、子どもの権利に根ざしたものとして互いに作用しながら展開していくことが望まれる。

### 4. おわりに

以上、就学援助制度の現状と課題について述べた。本稿で挙げた課題を直接的なものとするならば、間接的には同制度の調査・研究の少なさが挙

げられる。換言すれば、それは制度の構造的理解を前提とした制度運営の検証・問題把握の蓄積の不十分さである。このような手法は、時勢を捉えながらもこれに翻弄されることない、子どもの権利に立脚した同制度の研究・実践にとって重要である。本稿では先行研究等に学びながら、この課題にわずかながら応えようと試みた次第である。

#### (参考文献)

- 新井秀明 (2006)「急増する就学援助と教育の機会均等」『季刊教育法』148, 18–22.
- 教育法令研究会編 (2004.1.10)『教育法令コメントарь①』第一法規, 401–416.
- 教育法令研究会編 (2005.12.20)『教育法令コメントарь②』第一法規, 4605–4606.
- 白井吉宗 (2003)「公教育を破壊する新自由主義『構造改革』～就学援助制度を通して教育の機会均等・無償教育を考える～」『月刊 東京』241, 2–8.
- 高木紀明 (2006)「大阪の就学援助制度について（アンケート調査より）」『教育評論』716, 38–43.
- 時事通信社 (2006a)「リストラや離婚で増加、と分析 文科省が教委対象に『就学援助調査』」『内外教育』5663, 4.
- 時事通信社 (2006b)「都市の準要保護児童生徒の就学援助に関する調べ 6割が認定基準見直しへ－地方行財政調査会だより－」『地方行政』9845, 12.
- 藤本典裕 (2005)「教育費の保護者負担と就学援助制度についての一考察」『東洋大学文学部紀要 教育科学編』31, 219–243.
- 宮武正明 (2006)「生活保護世帯等の子どもの高校就学保障」『いんふおめーしょん』104, 5–11.
- 1 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者への市町村による援助規定
- 2 「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校給食法」に規定されている国庫補助制度における援助対象は要保護者・準要保護者から要保護者のみとなった。「学校保健法」では引き続き要保護者・準要保護者が規定されているが、同法施行例では要保護者分のみの国庫補助実施とされている。
- 3 朝日新聞 (2006.1.3 朝刊) 参照。2004 年度の就学援助制度利用者約 1,337,000 人のうち、準要保護者としての認定は約 1,206,000 人〔読売新聞(2006.6.17 東京朝刊) 参照〕。
- 4 脚注3に同じ
- 5 小学校分のデータより
- 6 時事通信社 (2006a) 参照
- 7 時事通信社 (2006b) 参照
- 8 旧「教育基本法」第3条第1項及び第2項に該当
- 9 準要保護者分の国庫補助金の一般財源化以前の状況について、白井 (2003) によると 1997 年度の国庫補助率は 36.7%、2002 年度は 23.7% であった。新井 (2006) でもこれを参照しており、国庫補助制度が国家予算の範囲内での 1/2 補助とされてきたことも述べている。しかし、就学援助制度におけるナショナル・ミニマム／ナショナル・スタンダードについて従来の国の関与という視点からは論じられていない。

## 連載第10回

# 子ども家庭支援施策の変遷からみた 要保護児童対策における子ども家庭支援センターの課題

我謝 美左子（こども福祉研究所研究員、東洋大学大学院）

## はじめに

2004年児童福祉法の改正により、2005年4月から市町村が児童相談の第一義的機関として法的に位置づけられてから、2年が経過するが、1年を経過した各自治体の状況を把握するために実施された調査（厚生労働省：2006）では、2005年度に全国の市町村の児童虐待に関する相談件数は、38,183件と報告された。これは、2005年度児童相談所における児童相談対応件数34,472件数を約10ポイントも増加している。このように、急増する虐待問題に対し、子どもの人権救済の観点から、国や都道府県段階で課題検討が繰り返され、新たな支援策が次から次へと実践の場に、持ち込まれている。しかし、児童虐待減ることなく増え続けている。

このように多くの策が講じられているにもかかわらず、問題解決に向けた兆しが見られないというのはなぜなのだろうか。

一つは、専門性の確保と価値・倫理の問題（金子：2005）、二つ目は、人ととのつながりの問題（金子：2005）、三つ目は、地域全体の虐待スキルを高めていく上での過度的段階である（東京都社会福祉協議会：2006）といわれている。つまり、制度の過度期にある現状においては、実践の場と、人が十分に育成されず、打ち出された支援策の有効性を実証できないということであるが、それは、施策と、実践する場と人が持つ力量との間に、解離が見られるということなのではないだろうか。もしそうだとすれば、

その解離の実態を明らかにする必要があるだろう。

筆者は、25年間東京都内で母子生活支援施設の指導員や子ども家庭支援センターの相談にかかわってきた。そうした立場から、本稿では、子どもと家庭の問題に対して、関連する施策等の資料を手がかりとして、近年東京都で独自に展開されている都内の自治体に整備された子どもへの虐待対応の中心機関である「子ども家庭支援センター」を中心とした要保護児童対策が、どのように展開されてきたのか、また、どのように展開していくことが求められているのか、また、現状はその施策を十分に活かせる体制にあるのかについて明らかにし、その施策と実践の場における課題を整理したいと思う。

尚、施策の変遷をみるにあたり、東京都における子ども家庭支援センターが創設期に目指した、いわゆる従来型<sup>1</sup>と、問題状況が深刻化する中で、先駆型が台頭してきたという経緯から、1990年代（1990年～1999年）を、子ども家庭支援センター従来型の創設期とし、2000年代（2000年～2007年）を、先駆型への移行期というように2つに区分した。

## 1. 子どもと家庭の問題状況

ここでは、施策が生み出される前提として、子ども家庭支援センター従来型の創設期と先駆型への移行期に分けて、子どもと家庭の問題について概観する。筆者作成による、施策と問題

を合わせて記した、表1「子ども家庭支援センター 従来型創設期から先駆型移行期の関連施策の動向」と、表2「厚生白書と厚生労働白書のデータベースより抽出したキーワードの記述箇所の検索数」を、参考にして述べる。

### (1) 子ども家庭支援センター従来型の創設期(1990年代)

まず、従来型の創設期についてみると、表2の白書に見られるこの時期の2つのキーワードの記述箇所の総数は、「虐待」は39個のうち8個であった。1989年以前には、2個あるが、これは戦前の法律の説明の記述であった。「子育て支援」は、115個のうち26個であり、子育て支援策が、児童福祉政策の全面に登場するのは、合計特殊出生率の低下が、深刻な社会問題として政府に認識されはじめて以降の政策からであり（森田：1996）、いわゆる1.57ショックが周知された1988年以前にはみられなかった。また、白書と施策の内容から考えられる、この時代の子ども家庭の問題については、表1にあるように、就労育児支援両立、経済負担、孤立化、育児不安、虐待、家庭内暴力が見られた。これらの問題には、核家族化を基盤とする家族や、地域の力の脆弱さや、少子化の要因と考えられることが、問題とされたのと合わせて、1994年が、国際家族年であり、子どもの権利条約に批准した年であることから、「子ども」と「家庭の問題」が問題として表出されたといえる。

### (2) 先駆型への移行期(2000年代)

続いて、先駆型への移行期についてみると、表2に見られる、この時期のキーワードの記述箇所の総数は、「虐待」は39個のうち29個で、「子育て支援」は、115個のうち89個であった。どちらも従来型の創設期より記述数が増えてい

る点では、子どもと家庭の施策に関しては、「虐待」「子育て支援」は、2000年代の主要のテーマになっているといえよう。特に、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談対応件数も、児童虐待防止法制定直前の1999（平成11）年度には、11,631件から、2005年（平成17年）度34,451件（速報値）と3倍に増加し、その内容も困難な事例が増加している（厚生労働白書：2006）と指摘されている。また、この時代の子ども家庭の問題については、表1にあるように、従来型の創設期と同様の問題に加えて、家庭内暴力に含まれ、表出されにくかった、配偶者からの暴力が、単独で取り上げられ、虐待の定義にも加えられた。また、家族関係一要因とも考えられる、非行、ひきこもり・不登校など、子どもの心理的問題も多くみられるようになった。

## 2. 子どもと家庭への施策の変遷

ここでは、子どもと家庭の問題の状況に対する施策が、どのように変遷していったのかについて表1をもとに、子ども家庭支援センター従来型の創設期と、先駆型への移行期にわけて、まず、全体の動向をつかみ、次に、それをふまえて子ども家庭支援センターの動向について概観する。また、その中で、東京都の子ども家庭支援センター事業の創設以前から、地域ニーズに合わせて先駆的取組みをしてきた三鷹市子ども家庭支援センターの創設の経緯を、具体例としてあげることにする。

### (1) 子ども家庭支援センター従来型の創設期

1990年代は、1994年が、国際家族年にあたり、また、日本が、子どもの権利条約に批准した年であった。このことは、「子どもの未来21プラン研究会」報告書（1993年）について、「子どもの

「権利保障」という視点が行政報告書に初めて使用され（森田：1996）、また、児童家庭施策のキー概念は、「家庭支援」および「児童の権利保障」である（柏女：1996）と述べられているように、大きく施策に反映された。そのため、子どもの虐待や少子化の問題が拍車をかける中、「子どもの権利保障」と「家庭支援」に着目した、児童家庭施策という視点から、家庭が拠点とする地域で子どもと家庭の生活を支援するための子育て支援策が打ち出された。そして、それらの支援策の実施主体については、要保護児童の権利保障を図るためにには都道府県実施がより有効であり、また一般児童の健全育成、子育て家庭支援を視野に入れれば、地域福祉がより行きやすくなる市町村実施がより有効である（柏女：1996）というように都道府県、市町村それぞれのメリットがあげられた。しかし、一方、要保護児童や要保護家庭への支援に連なる位置づけで子育て支援施策を扱うという意識がある自治体と、そうでない自治体の差が鮮明になった（山本：2000）と、自治体間の格差の指摘もみられた。このような流れの中で、1996年に出された、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立システム」、「母子家庭の実態と施策の方向について」という報告書をふまえて、1997年児童福祉法が改正された。これは、児童家庭福祉制度の再構築を目指す（厚生白書：1997）という大きな変革をもたらした。

次に、東京都児童福祉審議会第8回専門分科会議事録において、三鷹市について意見を述べている箇所を要約した内容を、三鷹市の具体事例としてあげることにより、東京都子ども家庭支援センターの創設の経緯について整理してみよう。

まず、三鷹市の設立の経緯について、「三鷹市は、1987年から、公立保育園にて、地域ニーズ

を調査・分析した内容に基づいて、母親へのサポートという視点から地域開放事業（相談）に取り組んだところ、家庭内の諸問題（不登校・夫婦破綻等）が浮上したが、縦割り行政で他機関と連携困難だった。その後、『子どもの相談連絡会』を立ち上げてネットワークの中での支援を検討していくと同時に、母親より気軽に相談できる場と情報交換や集える場というニーズが表出された。そこで1994年、ひろば事業を実施したところ、1997年、1つ目の子ども家庭支援センターとして設置運営することになった。そこでは、①問題を抱える母親や、高齢児の来られる場所であるか、②係長ではなく課長職の配置、③スーパーバイザーの活用があげられた。そして、2002年、1つ目のセンターで上げられた課題を十分に検討した後、1つ目を含めると3年、公立保育園の支援活動から通算すると、15年目という、蓄積されたノウハウと、課長が配置されたことにより、市としての位置づけを明確に有した、2つ目の子ども家庭支援センターが開設された」（佐伯：2005）という経緯をたどって、三鷹市子ども家庭支援センターは事業展開をしてきた。

このような、従来型子ども家庭支援センターの創設の根拠は、東京都児童福祉審議会の2つの意見具申、1994年「地域における子ども家庭支援システムの構築とその推進にむけて」（意見具申）と、1995年「みんなで担う子ども家庭支援の地域づくりを」（意見具申）により、子ども家庭支援センター（仮称）を区市町村単位に設置することが提言されたことにある。そして、同年10月から区市町村に補助を開始した（副田：2003）ところ、1996年、2箇所（世田谷区・府中市）の子ども家庭支援センターが開設された。さらに、1996年「地域における子ども家庭支援システムの具現化について」（意見具申）では、

人口10万人に1箇所程度に設置することが提言された。

このような、国の施策の動向より一步先んじて、東京都は、なぜ、子ども家庭支援施策として、子ども家庭支援センター事業という、独自の事業展開を推進することになったのであろう。

改正児童福祉法に規定された児童家庭支援センター創設よりも2年早い1995年に、東京都子ども家庭支援センターは、必然性をもって創設されている。

国が1964年に導入した家庭児童相談室であったが、すでに都は、福祉事務所に児童福祉司を派遣する相談体制をとっていたので、家庭児童相談室の設置は見送られた。その後も現在に至るまで、都から福祉事務所へ赴く体制が採られ、児童相談は、主に児童相談所が担う形が定着した。こうしたことが、区市町村による相談体制を遅らせる原因の一つとなった（意見具申：2001）、とされている。このように、東京都は、家庭児童相談室を設置しなかったため（武藏野市ののみ設置）、市区町村で児童相談にあたる体制について、家庭児童相談室に替わるものを作りで創設しなければならなかったのである。

## （2）先駆型への移行期

2004年の児童虐待防止法と児童福祉法の改正で、通告先に市町村が加わり、それまでの「虐待を受けた」から、「虐待を受けたと思われる」に通告の判断が拡大し、また、要保護児童対策地域協議会を置くことができる点では、児童相談の第一義的役割を担うことが法的に明記され、関係機関間での連携を図る仕組みは整備された。しかし、深刻な子ども虐待が後を絶たず、2003年～2005年までの3年間に、128例139人が死に至ったとして、「子ども虐待による死亡事例検証結果等について」（第1次～第3次）報告書

が出されている。これらの現象への対策として、2007年の市町村児童家庭相談指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営要綱、子ども虐待手引き、児童相談マニュアル等改正には、安全確認に関する時間ルール、きょうだい事例の明確化等、子どもの安全を最優先とする対応が明記され、2007年児童福祉法、虐待防止法が改正された。

深刻化が増す子ども家庭に対し、自治体で支援の中心的役割を担う機関が必要になったことから、2000年度事業として、三鷹市と新宿区がモデル事業を実施し、早急に、虐待対応への機能を付加したセンターを創設する必要が明らかになった。そのため、児童虐待の予防的取組み・地域における見守り機能をあらたに加え、地域における支援のための機能強化を図る（東京都：2003）先駆型子ども家庭支援センター事業が、2003年度より、三鷹市、足立区、町田市の3箇所での実施されることになった。また、2004年には、児童相談所との連携を文書上でも明確にした見守り事業を開始した。

## 3. 施策と現状の相違からみた問題

子ども家庭支援センターは創設当初、身近な地域であらゆる子ども家庭を対象に相談対応を主とし、ひろばを活用したかかわりや、サービスのコーディネートを中心に据えた実践が求められた。そのための体制整備は、1995年、事業創設から、2004年、全区市町村による実施を目指し推進とあるように9年を想定したという点では、市区町村の整備には格差があると認識されていたといえる。しかも、その格差を放置したまま、2003年には、急増する虐待に対処するために、虐待対応が目的に加わった先駆型事業が開始された。このように、格差を是正しないまま、事業の実施が先行し、実践者の危惧が反

映される仕組みはなかった。

東京都は、児童相談体制の中で、子ども家庭支援センターを今後どのように位置づけようとしているのかということについて、これまで公開されている3つの考え方を検討してみよう。

一つは、法改正後の都と区市町村の役割として、区市町村における子どもと家庭に関する相談の所管組織（機関）として、これまで以上にその機能を発揮するとともに、要保護児童に関する支援のネットワークの中核機関（子ども家庭支援センターガイドライン：2005）としている。もう一つは、区市町村を先駆型子ども家庭支援センターにし、東京都子ども家庭総合相談センター（仮称）を整備（次世代育成支援東京都行動計画：2005）する。そして、3つめは、虐待防止に関わる組織の人員体制及びソーシャルワーク機能の強化（東京都社会福祉協議会：2006）である。これらを、順を変えて①ソーシャルワーク、②ネットワークの中核機関、③先駆型、というキーワードを用いて整理する。

都内全市区町村の子ども家庭支援センターが先駆型に整備されれば、実質、全市区町村で虐待対応が可能になる体制が確保される。東京都は、直接対応が軽減され、より専門的な対応と後方支援を強化することになり、逆に市区町村は、虐待対応を強化しなければならないことになる。

しかし、市区町村の現状は、専門家が配置されることや、一般職員に専門性をつける研修は少なく、スーパービジョン体制も十分にとられているとは必ずしもいえない。したがって、形だけ先駆型に移行したとしても、それが有効に機能しないのであれば効果的とはいえない。①ソーシャルワーク、②ネットワークは、課題として報告書（東京都社会福祉協議会：2006）にあげられている。つまり、①ソーシャルワーク

の実施と、②ネットワークの中核機関としての位置づけが強化されなければ、③先駆型として機能することはむずかしいのである。いずれにしても打ち出された方向に向かうことが予測されるのであれば、高度な専門性が要求されることが明らかになった。また、児童家庭支援センターや、家庭児童相談室と異なり、法律に基づく根拠がないことから、子どもと家庭をめぐる様々な問題への対応に、積極的になれない側面がある（意見具申：2001）点も含めると、施策と実践の場には、求められる役割と専門的スキルをめぐる差が生じているという点を重視した、今後の議論が必要になってくるのではないかと思われる。

#### 4. 要保護児童対策における子ども家庭支援センターの課題

ここでは、これまで検討してきた課題である①ソーシャルワーク、②ネットワーク、③先駆型という問題をふまえて、ファミリーソーシャルワークの視点、スーパービジョンの活用という点から、要保護児童対策における子ども家庭支援センターの課題を考えてみたい。

##### （1）ファミリーソーシャルワークの視点

①子どもの権利保障の観点から、日常生活へいかにかかわるか

施策の中にソーシャルワークが明確に打ち出されているのは、2001年の「地域における子ども家庭支援のネットワークづくり・区市町村の役割とファミリーソーシャルワークの展開」である。そこには、「家族構成員、とりわけ子どもが健全に育つ場としての家庭がその機能を十分に発揮できるよう援助していくこと」と定義されている。この定義を用いると、「家庭がその機能を十分に発揮」する家庭の機能とは何かとい

うことになる。岩上は、家庭養育機能について、「家庭養育機能とは、子どもの発達の促進にある」と定義している。これらの定義から整理すると、ファミリーソーシャルワークとは、「家族構成員、とりわけ子どもが健全に育つ場としての家庭が、子どもの発達の促進をさせる機能を十分に發揮できるよう援助していくこと」だと筆者は考える。そして、このような環境が与えられる権利が子どもにあるという観点から、子どもの生活の場である家庭が、家庭養育機能が十分に發揮される環境かどうかを判断し、アセスメントする必要がある。

では、いかに日常生活の場に入って、生活に即してかかわるのかということになる。センター等では対面相談が主であり、利用者にとっては常に緊張を伴い、居心地が悪い。利用者にとっても、援助者にとっても、相互の関係性を有効に活用するという点からすれば、相互に相手の領域に接近して相手のことを知るということはとても重要なことである。だからこそ、援助者は一つの思考や方法ではなく、多角的な思考と方法を試み、利用者の生活に近づく必要がある。またそうしなければ、子どもの生活の場である家庭が、家庭養育機能が十分に発揮される環境かどうかわからないのである。

## ②問題解決型の家族支援

「問題を発見し、問題を解決するのは誰か」というと、子どもでありまた、親である。専門的視点から援助者は、問題を一早く発見することは可能であるが、それを、本来、問題の第一発見者である家族がいかにも自分たち自身が、第一発見者のように、問題に気づき・解決していく過程を支えていくかということは、重要なポイントであるが、問題を否認し続けてきた家族に対面した時には困難であろう。しかし、問題

の発見が家族を主体としてなされた場合は、問題解決に向けた動機も明確になり、解決過程には意欲的に臨むのではないだろうか。そして意欲的になった子ども、親の継続をささえるのは、援助者の協働する姿勢ではないか。問題解決に向かうということは、ある意味今までのパートナーと違った体験を積み重ねていくわけであるから、援助者が協働姿勢をもって寄り添い、できたことを認めるということが、子どもや親にとっての自信回復につながっていくのである。このように、自らの力を最大限駆使することを助けられることの体験と、褒められることの体験の積み重ねが、援助過程を協働して進めていくことにつながっていくのではないだろうか。

## (2) スーパービジョンの活用

支援の渦中にあっては、援助者は、利用者の負のパワーを受けた時には自分の立ち位置を見失うこともあるだろう。揺れる自分と上手に付き合いながら、自分の立ち位置の確認や検討においては、スーパーバイザーの確保は重要である。いくつかの報告書にもスーパーバイザーの不在から、援助への不安に対する指摘があった。東京都が先述したような方向に進むのであれば、市区町村は早急にこの援助者がサポートを受けられるスーパービジョンの体制を確立することが望ましいだろう。そうでなければ、児童相談所の職員にバーンアウトが見られたと指摘があるような現象が、子ども家庭支援センターでも起こらないとは限らない。それだけ、対する家族は大きな負のパワーを抱え苦しんでいる現状があるのである。

## おわりに

子ども家庭支援センターに関連する制度・施策の変遷から、子どもの権利擁護の課題を考察

した。市区町村が第一義的な相談を担うことになって2年を経過した時点で、制度の移行の過度期を理由にあげているが、確かに早急には体制の整備は困難を要することであろう。しかし、確実に虐待対応が深刻化し、またその対応が迫られている市区町村にあっては、待ったはかけられない厳しさも要求される。また、制度や施策に追いつかない状況だからといっても、過度期だからという理由もいざれ通用しなくなる。いずれにしても、各方面からあげられた課題をどう解決していくかが、各市区町村に向けられた課題となるのは必然である。

注：本論文は平成18年度～20年度東洋大学特別研究「自治体における子どもの権利救済制度の比較研究」（研究代表者：森田明美）の一部として取り組まれているものである。

## &lt;参考文献&gt;

**東京都社会福祉協議会（2006）**

『東京都内区市町村における児童虐待対応及び予防に関するアンケート報告書』P195

**厚生労働省（2006）**

『平成18年度市町村の児童家庭相談の状況について』

**金子 恵（2005）**

『区市町村に「おける子ども家庭支援システムのあり方に関する研究—都内の子ども家庭支援センターの事例を中心に—』東京都社会福祉協議会，P118

**森田明美（1996）**

『現代の子育て問題に対して『子育て支援』政策がどのように展開されていくのかを明らかにし、政策の課題を分析するために、厚生省を中心とした行政報告書を手掛かりにして政策分析をしていくこととする』『東洋大学児童相談研究所』16,85－107

**柏女雲峰（1996）**

『新しい児童家庭福祉の構築』『子どもハイライト』高橋・網野・柏女編,川島書店 60－66

**山本真実（2000）**

『児童育成計画（地方版エンゼルプラン）策定実態と今後の課題』

『社会福祉学』41－1,49－60

**副田あけみ（2003）**

『子ども家庭支援センターの機能に関する研究』平成11年度～平成12年度科学研究費（基盤研究（C）（2））補助金研究成果報告書

**厚生労働省（2006）（1997）**

『厚生白書平成18年版』『厚生白書平成9年版』

**厚生労働省東京都（1994）**

『地域における子ども家庭支援システム構築とその推進にむけて』（意見具申）

**東京都（2005）**

『東京都児童福祉審議会第8回専門部会議事録』

**東京都（1995）**

『みんなで担う子ども家庭支援の地域づくりを』（意見具申）

**東京都（2001）**

『地域における子ども家庭支援のネットワークづくり一区市町村の役割とファミリーソーシャルワークの展開』（意見具申）

**東京都（2005）**

『次世代育成支援東京都行動計画』

**東京都（2005）**

『子ども家庭支援センターガイドライン』

1 「従来型」は、子ども家庭総合マネジメント事業+地域組織化事業、「先駆型」は、従来型+要保護家庭サポート事業+在宅サービス 基盤整備事業（東京都社会福祉協議会：2006）

シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

表1 子ども家庭支援センター従来型の創設期から先駆型への移行期の施策の動向

	問題	年	法	国	都	名称	子ども家庭・虐待に関する内容	子ども家庭支援センターに関する内容
従来型創設期 1990年代	就労育児両立 ・経済 ・孤立化 ・不安 ・児童虐待 ・家庭内暴力	1993	○			子どもの未来21プラン研究会	・児童家庭施策の普遍化 ・権利主体としての子どもの位置づけ	
						東京における児童福祉・家庭福祉の新たな展望	子どもと家庭のニーズは身近な地域社会で充足	
		1994	○			エンゼルプラン	【国際家族年・子どもの権利条約批准】 生育環境・子どもの利益の尊重	
						地域における子ども家庭支援システムの構築とその推進		各区市町村単位で(1箇所程度)設置することを提言
		1995	○			みんなで担う子ども家庭支援の地域づくりを(意見具申)		区市町村へ補助を開始・事業実施要綱
						少子化にふさわしい児童自立支援システムについて	子ども家庭支援センター(仮称)の整備	
		1996	○			地城における子ども家庭支援システムの具現化について(意見具申)		・10万人に1箇所程度設置 ・2箇所設置される(世田谷・府中)
						児童福祉法改正	児童家庭支援センター事業の創設	
		1997	○			新エンゼルプラン「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」	保育サービス等子育てサービスの充実	・1999年までに設置総計10箇所
先駆型への 移行期 2000年代	創設期の問題 に加えて ↓ DV ・ 非行 ・ ひきこもり 不登校 ・ 家庭内暴力	2000	○			児童福祉法改正	・通告先に福祉事務所が加わる	
						児童虐待の防止法成立	・国及び地方公共団体の責務	
						東京都福祉改革推進プラン		・モデル事業2箇所実施(三鷹・新宿) ・2004年度までに全区市町村設置。
		2001	○			地域における子ども家庭支援のネットワークづくり・区市町村の役割とファミリーソーシャルワークの展開(意見具申)		区市町村を中心とした子ども家庭相談・支援体制を構築する
						TOKYO福祉改革STEP2の概要-地域での新しい福祉をめざして		設置促進・ネットワークの構築
		2003	○			少子化社会対策基本法		
						次世代育成支援対策推進法		
						児童福祉法改正	子育て支援事業の法定化	
						次世代育成支援に関する当面の取組方針	・地域社会における子育て支援体制の整備・行動計画策定	
						東京都児童環境づくり推進を協議会発足にあたってめざしたもの		2003年度に開始した先駆型事業が3箇所(三鷹・足立・町田)で実施。
		2004	○			児童虐待防止法改正	「虐待を受けた」から、「受けたと思われる」に拡大	
						児童福祉法改正	・市町村が第一義的役割を担う・要保護児童対策協議会を置くことができる。	
						少子化対策大綱	3つの視点と4つの重点課題をあげた	
						子ども・子育て応援プラン	子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切にする	
		2005	○			市町村児童家庭相談業務調査結果及び要保護児童対策地域協議会等調査結果の概要	・市町村児童家庭相談業務状況 ・要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの状況	
						次世代育成支援東京都行動計画		・区市町村先駆型 ・東京都総合相談センター
						子ども家庭支援センターガイドライン		
		2006	○			今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会	・市町村は第一義的な役割を担う・ソーシャルワークを担う社会福祉(東京都:2006)	
						福祉・健康都市 東京ビジョン」概要―改革をさらに前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐ	子ども家庭支援センターの充実	
						児童福祉法改正	要保護児童対策地域協議会置くよう努めなければならない	
						児童虐待防止法改正		
						・市町村児童家庭相談指正・要保護児童対策地域協議会・運営設置要綱改正・子ども虐待手引き改正・児童相談所マニュアル改正	・安全確認に関する時間ルール ・きょうだい事例の対応の明確化 ・定期的フォロー ・情報共有の徹底	

表2 厚生白書・厚生労働白書のデータベースより抽出キーワードの記述箇所総検索数

	虐待	子育て支援
1958年以前	2	
1960年代	8	26
2000年代	29	89
計	39	115

## 子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/07/14	<b>先生ほしい！教員採用、人材争奪戦</b> 産経新聞 <p>大阪府や兵庫県などの公立学校の教員採用試験が14日始まった。団塊世代の退職時代を迎える一方、近畿の各教委もあの手この手で優秀な教員確保に懸命。&lt;年齢関係なし&gt; 受験資格の年齢制限の撤廃や緩和で、受験者数の増加につなげようとする動きが広がっている。和歌山県教委は今回、受験資格の年齢制限を撤廃。滋賀県教委も40歳だった年齢制限を、3年以上の教諭経験がある人は45歳まで緩和。大阪府教委は新設した常勤講師を対象にした特別枠に、年齢制限を設けなかった。&lt;負担軽減&gt;「売り手市場」が際立つ小学校教員。大阪府教委は、昨年度に2次の試験科目を減らしたのに続き、今年度は歌唱の実技をやめた。実技そのものや一般教養を廃止した東京都、小論文をやめた広島県など、負担軽減を図ることで受験生を増やそうとする教委が増えている。一方、優秀な人材の囲い込みも広がる。広島県教委は教員免許を持つ大学院生が合格した際、採用の1年延長を認め、大学院1年生が修了を見込んで受験することが可能になった。大学院生の“青田買い”は全国初。京都市教委は昨年</p>	度から教員養成の「教師塾」をスタート。1期生の303人が今回の試験に応募した。滋賀県教委も今秋から「教師塾」を始める。	
2007/07/16	<b>校長、学力テスト中の児童に指で正答教える 東京・足立区</b> 読売新聞 <p>東京都足立区教育委員会が昨年4月に実施した学力テストで、区内西部にある区立小学校1校の校長と教員計6人が、テスト中に児童の答案用紙を見て回り、誤った解答を指で示すなどして正解を誘導する不正を行っていたことが16日、区教委の調査で分かった。同校はこの学力テストで、区内での成績が前年の44位から1位に急伸しており、区教委は「管理職からの何らかの指示があった」と判断。今後、第三者委員会を設け、学力テストのあり方などを検討する方針だ。</p>		
2007/07/26	<b>給食に偽装牛肉</b> 四国新聞 <p>香川県丸亀市内の精肉店が昨年12月から今年1月にかけ、オーストラリア産を国産と偽って、1トン余の牛肉を丸亀市学校給食会に納入していたことが25日分かった。精肉店は、仕入れ先の三豊市内の食肉卸会社が作成した虚偽の証明書を提出していた。事態を把握した農林水産省中国四国農政局は精肉店に牛肉トレーサビリティー法違反で是正</p>		

<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>	<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>
	<p>勧告し、食肉卸会社には行政指導を実施。県警は26日、不正競争防止法違反容疑で両業者への家宅捜索を行い、本格的な捜査に乗り出す。中国四国農政局や県警などによると、丸亀市学校給食会への納入は、原則1カ月ごとに物資購入委員会を開いて業者を決定、牛肉は牛海綿状脳症(BSE)対策に基づく安全確保策として、国産に限定している。</p>		<p>北九州市小倉北区の保育園の車で同区朝日ヶ丘の浜崎暖人ちゃん(2)が3時間以上放置され、熱射病とみられる症状で死亡した事故で、暖人ちゃんを発見した保育園側が直ちに119番せず、30分以上、車のエアコンをかけるなどして処置していたことが28日、小倉北署の調べで分かった。同署は園児の人数確認を怠ったミスに、発見後の対応の遅れが加わった可能性もあるとみて、業務上過失致死の疑いで関係者から事情を聴く一方、暖人ちゃんの遺体を司法解剖した。調べでは、おやつが余ったことで全員がそろっていないのに気付いた保育士らが4時ごろから捜し始め、約240メートル離れた駐車場に移動させてあった車の中で5時ごろに発見。あわてて車のエンジンとエアコンをかけて日陰に移動し、119番したのは園に車を戻した5時40分近くになっでからだった。</p>
2007/07/26	<p><b>校長2人が「給食費未納」</b> 産経新聞</p> <p>東京都新宿区立中学の校長が2代にわたり、給食費を払わずに入っていたことが、同区教育委員会の調査で分かった。未納額は計17万円。校長は未納を認め、全額を支払う意向。区教委によると、この中学では校長を含む教職員が生徒と同じメニューの給食を食べ、給食費として月額約6000円を口座から引き落としている。だが、校長は2代にわたり、計3年4カ月分の給食費を払っていなかった。校長の未納分は、生徒や教職員から集めた給食費で事実上負担していた。通常、校長は生徒が食べる前に給食を試食する「検食」を行うが、この校長2人は事務担当者の助言を受け、「検食費は支払わなくて良い」と間違って認識していたと区教委は説明している。文科省調査では、給食を出す全国小中学校の約43%にあたる3万1921校で9万9000人、計22億2900万円が未納だった実態が分かり、「給食費を払わない保護者」のモラルが問われていた。</p>	2007/08/01	<p><b>外国人の子ども、1%が不就学 17%が転居等で不明</b> 朝日新聞</p> <p>南米出身の日系人ら「ニューカマー」と呼ばれる外国人の子どもの就学状況を文部科学省が初めて調べた結果が31日まとめた。約1%が就学しておらず、17%余が転居・出国などで実情がわからなかった。調査対象になったのは、こうした外国人が多く住んでいる群馬県太田市、長野県飯田市、岐阜県美濃加茂市、静岡県の掛川市と富士市、愛知県の豊田市と岡崎市、三重県四日市市、大阪府豊中市、兵庫県の神戸市と姫路市の計11市と滋賀県。外国人登録されていた、義務教育年齢の計9889人を戸別</p>
2007/07/28	<p><b>車内園児死亡 発見後30分以上通報せず</b> 産絆新聞</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>訪問などで調べたところ、6021人(60.9%)が公立校等、2024人(20.5%)が外国人学校等に通学。112人(1.1%)が不就学で、1732人(17.5%)が転居などで不明だった。不就学の理由は「お金がない」(15.6%)が最も多く、「日本語がわからないから」(12.6%)が続いた。不就学者の日中の過ごし方は「家で特に何もしていない」が最多の36.5%だった。</p>		<p>編集を進める。</p>
2007/08/02	<p><b>中学生の1割「ネットで知り合った人と会った」</b> 産経新聞</p> <p>フィルタリング技術の開発などを手がけるネットスターは、「家庭でのインターネット利用実態調査」を実施した。インターネットを使っている全国の中学生1~3年生を対象に実施した(有効回答数515件)。ネット上での出会いについての質問では、「知らない人と会ったことがある」が9%。「ネットに詳しい」と自己評価している回答者に絞ると、数字は15%に上昇する。出会い系きっかけとなったサイトは「SNNSやコミュニティーサイトの掲示板」(39%)が最も多く、「出会い系サイト」はゼロだった。</p>	2007/08/04	<p><b>教科書流通のムダ指摘 公取報告書</b> 朝日新聞</p> <p>公正取引委員会は3日、教科書流通の実態を調べた報告書を発表した。業者間の競争が行われていないため、流通の仕組みや手数料が硬直的になり、生徒らへのサービスも不十分になっていると指摘。学校が教科書の納入元を自由に選べる仕組みなどを提言。報告書は、教科書を発行会社から学校まで届ける制度の実態について、(1)発行会社は都道府県ごとの「特約供給所」だけに供給を委託(2)特約供給所は学校の近くにある書店など「取次供給所」だけに委託(3)他の物流業者には委託していないと分析。「教科書の無償供給制度が始まった63年から変わっていない」と硬直性を指摘した。発行会社から特約供給所に、特約供給所から取次供給所にそれぞれ支払われる手数料の水準も、文部科学省が予算で見積もっている水準に固定化されているという。06年度は義務教育用教科書購入予算の15%に当たる59億円が「供給手数料」として計上されたが、競争が行われていれば、予算を削れる可能性もある。</p>
2007/08/02	<p><b>扶桑社、教科書の子会社設立</b> 産経新聞</p> <p>扶桑社(東京)は1日、教科書発行事業を独立させ、子会社の「育鵬社」を設立した。資本金は3億円で扶桑社が100%出資。社長には扶桑社の片桐松樹社長が就任した。育鵬社は有識者グループ「改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会」(教科書改善の会、屋山太郎代表世話人)の支援を受け、次回の中学校教科書検定で歴史と公民の</p>	2007/08/06	<p><b>「ホームレスはごみ」と火つける少年5人逮捕</b> 産経新聞</p> <p>公園のベンチで寝ていた男性の上にオイルの入ったポリ袋を置き、火を付け殺そうとしたとして、警視庁少年事件課は殺人未遂の疑いで、いずれも東京都北区に住むタイル工の少年(17)や私立高校1年の男子生徒(16)</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>ら15~17歳の少年5人を逮捕した。5人は、公園にいたホームレスの女性(59)や別の男性(52)にオイルをかけて火を付ける行為を事件2日前から繰り返し、「ごみ掃除」と称していた。今回も男性をホームレスと思い込んで犯行に及んでおり、「ホームレスはいじめると追いかけてくるのが面白いし、警察にも通報しないからやった」と供述。</p>		<p>かった。虐待で死亡した児童数は18人だったが、死亡を含めた被害児童数は157人で過去最悪となつた。</p>
2007/08/08	<p><b>給食のおかず注文数間違え、教諭が児童に口止め料 三重朝日新聞</b></p> <p>津市の小学校の男性教諭(52)が7月、選択給食のおかずを間違えて注文したミスを隠そうと、希望と違うおかずを食べ残した児童7人に、「口止め料」として100円ずつ渡していたことが8日わかった。教諭は7月13日の選択給食のおかずについて、6月中旬に児童から注文を聞いた際、24人がトンカツ、8人がウナギの蒲焼(かばや)きを希望したのに数を逆に発注した。給食当日、希望と違った児童に謝ったうえ、「我慢して食べててくれないか」と頼んだが、ウナギが嫌いだった児童7人が食べなかつたという。教諭は放課後、7人を教室に残らせ、「誰にも言うなよ」と言って自分の財布から100円ずつを7人に渡した。</p>	2007/08/10	<p><b>学校基本調査 中学不登校35人に1人…5年ぶり増加 毎日新聞</b></p> <p>30日以上欠席した「不登校」の小中学生が5年ぶりに増加し、06年度は12万6764人になることが、文部科学省の学校基本調査速報で分かった。不登校の中学生の割合は、現行方式で調査を始めた91年度以来過去最高の2.86%に上り「35人に1人」となつた。同省は「昨秋からいじめが問題化し『いじめられるくらいなら登校しなくてもいい』と考える保護者が増えたとみられる」と説明している。今年5月1日現在で、全国の国公私立小中学校を対象に調査。不登校は前年度より3.7%(4477人)増え、小学生は同4.9%増の2万3824人、中学生が同3.4%増の10万2940人だった。不登校のきっかけ(複数回答)は、非行や無気力など「病気以外に本人にかかる問題」が31.2%と最も多く▽「いじめを除く友人関係」15.6%▽「親子関係」9.3%と続いた。今回選択肢に加わった「いじめ」は3.2%。前回調査より学業不振や家庭内の不和の増加が目立つ。学校内外で専門的な相談や指導などを受けた小中学生は、不登校の児童・生徒の65.6%にあたる8万3153人で、学校内のスクールカウンセラーや養護教諭などによる相談が多かつた。指導の結果、登校するようになった小中学生は30.4%の3万8572人だった。</p>
2007/08/10	<p><b>&lt;児童虐待&gt;最多に 児童ポルノ事件も大幅増 上半期 每日新聞</b></p> <p>今年6月までの上半期に、全国警察が逮捕や書類送検した児童虐待事件が149件、児童ポルノ事件が266件で、いずれも統計を取り始めた00年以降で最多だったことが警察庁のまとめで分</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/08/11	<p>＜学校裏サイト＞陰湿化深刻　いじめや脅迫、彼女の裸写真も 毎日新聞</p> <p>中高生がインターネット上で情報交換する「学校裏サイト」で、いじめや問題画像の流出が問題化している。「裏サイト」は学校が公的に作るサイトとは別に、生徒個人が立ち上げている掲示板で、頻発する人権侵害に、親や教師たちは困惑している。裏サイトでわいせつ写真が広まった例もある。北関東の公立中では「女の体を知りたい」という書き込みに対し、男子生徒が交際中の女子生徒の裸の写真を携帯電話で撮影して添付、大問題になった。学校裏サイトをめぐっては昨年10月、仙台市の中学3年の男子生徒が掲示板で「死ね」と名指しで中傷される事件があり、同級生の女子生徒が侮辱の非行事実で家裁送致された。今春には、大阪府警が女子中学生を実名で中傷するメールを掲載した掲示板の管理人の男を、名誉棄損ほう助容疑で書類送検したが、嫌疑不十分で不起訴処分となっている。</p>	2007/08/12	<p>入した地元有識者による専門委員会を倍以上の約160に増やす計画。</p> <p>教員免許の更新講習は「双方向評価」 文科省が方針 朝日新聞</p> <p>教員免許更新制の導入に伴って09年度から始まる更新講習について、文部科学省は、受講した教員らに内容を評価させ、その結果を公表する方針を固めた。講習内容の充実を担保すると同時に、透明性を確保することが狙い。どの大学で受講するかは教員それが選べるため、受講者の評価が大学によって明確に分かれる可能性がある。文科省の方針は、(1) 大学側は、受講予定者の意見を事前に聴いたうえで講習の内容を決める(2) 受講者には事後評価をさせ、その結果を公表する(3) 2年目以降の受講対象者は、前年までの事後評価をもとに、どの大学で受講するのかを決められるようになるといった内容。文科省は、9、10日に東京都内で開いた大学や都道府県教育委員会の担当者らを対象にした説明会でこの方針を説明した。大学側からは「事前の意向聴取の内容を反映させることが難しいこともあり得る」との意見も出たが、「講習内容に意見を反映させることで、教員側の参加意識も上げる狙いがある」と理解を求めた。講習のカリキュラムは今後、中央教育審議会(文部科学相の諮問機関)で検討され、今年度内に省令で定められる予定。</p>
2007/08/12	<p>＜保護司＞後継者の人材発掘強化を 毎日新聞</p> <p>後継者不足が問題になっている保護司を確保しようと、社団法人「全国保護司連盟」(全保連、東京都)は、各団体から広く人材を募る取り組みを強化するよう全国の保護司会に通知した。保護司個人の人脈に頼ってきた人材確保が行き詰まりを見せており、「地域の力」でスカウトする仕組みが必要と判断した。全保連は候補者推薦のため2年前に全国約70の地域で試験的に導</p>	2007/08/17	<p>全教科を通じ「言語力」育成 文科省の有識者会議 朝日新聞</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>「言語力」の育成に関する文部科学省の有識者会議は16日、都内で会議を開き、小中高の全教科を通じて、言語力の育成を目指すことを求める報告書を大筋で了承した。同省は現在、改定作業が進んでいる学習指導要領の柱に言語力を置いており、この報告書を元に各教科で具体的な検討が進む。報告書は国際的な学力調査等で日本の子どもの読解力の低下が指摘されているほか、いじめなどの人間関係をめぐる問題もあり、言語力の必要性が高まっていると指摘。次期の学習指導要領では「言葉」を重視すべきだとして、国語や外国語に限らず、全教科で横断的に指導することを求めている。報告書は有識者会議座長の梶田叡一・兵庫教育大学長が最終的に修正したうえで、学習指導要領改定を審議している中央教育審議会の教育課程部会に提出する。</p>		<p>現在、里親手当3万4000円のほか、生活費4万7680円、教育費、医療費を国と都道府県が折半で支出。支援強化には、施設入所から、家庭に近い環境で児童を養育する里親制度への転換を図る狙いがある。虐待などで親と一緒に暮らすことのできない要保護児童は現在4万人と、10年間で7000人近く増えた。9割は児童養護施設や乳児院などにいるが、都市部では定員超過も深刻化。施設になじめずより家庭的な環境での養育が求められる児童も多い。</p>
2007/08/19	<p><b>「養育里親」手当を倍増 虐待児童育成の場支援 厚労省</b> 朝日新聞</p> <p>厚生労働省は18日、親と死別したり、虐待を受けたりした子どもを預かる「養育里親」への手当を来年度から、7万円程度に倍増させる方針を固めた。08年度予算の概算要求に盛り込む。子どもを委託されている里親は06年3月末現在、2370家庭、ここで生活する子どもは3293人。里親数はここ数年、微増傾向にある。里親には、一般家庭が中心で里親全体の9割を占める「養育里親」や、処遇困難な子どもを一定期間預かる「専門里親」などがあり、養育里親を中心に支援を強める。養育里親に対しては</p>	2007/08/19	<p><b>教員人事に親の声反映</b> 朝日新聞</p> <p>保護者や地域住民が学校運営に加わる「学校運営協議会」の要望通りに教員を配置する事例が各地で出てきている。文部科学省の2月7日時点のまとめでは、小中学校を中心に18都県・指定市の142校がコミュニティ・スクールに指定されている。二つの高校がコミュニティ・スクールになっている高知県では、生徒指導の力がある教員を求める意見が出され、「所属年数や加配など、可能な範囲で配慮した」(県教委)。中心的な教員の異動を「最小限に」という、「異動させない」意見を反映させた広島県のような例もある。文科省教育制度改革室は「コミュニティ・スクールでは、従来よりも保護者や地域のニーズにあった学校づくりができる。活用してもらいたい」と期待する。もっとも、各地の教委の人事担当者の間では「要望がどんどん増え、細かくなったり場合に対応しきれるか」との懸念も出始めている。</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/08/21	<p>＜山口祖父殺害＞高1の孫、秋葉原で逮捕</p> <p>毎日新聞</p> <p>山口県上関町の無職男性（79）が殺害された事件で、県警が逮捕状を取って行方を追っていた孫の県立高校1年生の少年（16）が21日、東京・秋葉原の量販店で万引きしたのを見つかり、警視庁万世橋署員に身柄を確保された。祖父に対する殺人、祖母への殺人未遂容疑を認めているという。県警は22日に身柄を移送し、動機などを詳しく調べる。同署によると、スナック菓子を万引きしたところを警備員に発見された。店の通報を受けた署員が署に任意同行。身元を確認すると名前を名乗り、署員が「逮捕する」と言うと「はい、わかりました。おじいちゃんは死んだんですね」と答えた。所持金は50円足らず。調べには抵抗する様子もなく、淡々と素直に応じたという。</p>		<p>回答した市区町村は1019あり、その65.9%が、「保護者の責任感・規範意識の問題」を原因に挙げた。「保護者の収入減少」（19.4%）がそれに続いた。</p>
2007/08/22		2007/08/22	<p>＜人口動態速報＞上半期の出生数、1年で再び減少</p> <p>毎日新聞</p> <p>厚生労働省は22日、07年上半期（1～6月）の人口動態統計速報を公表した。出生数は前年同期比2714人減の54万6541人で、00年以来6年ぶりに増加した06年上半期から、わずか1年で再び減少に転じた。通年で人口減となった05年から一転、06年は人口増となったが、07年は上半期の結婚数も減少しており、通年でも出生数が減り人口も減少する可能性が出てきた。出生数は今年2月以降、5カ月連続で前年同月を下回っている。上半期の結婚数も06年は6年ぶりに前年を上回っていたのに、07年（35万9925組）は8040組減った。</p>
2007/08/22	<p>保育料滞納、全国で90億円…</p> <p>読売新聞</p> <p>認可保育園の保育料滞納問題で、昨年度の全国の保育料滞納額が計約89億7000万円に上ることが、厚生労働省が全市区町村を対象に実施した調査でわかった。同省は22日、財産の差し押さえなど法的措置も含めた厳しい対策を取るよう自治体に通知を出す。調査は6～7月に行われ、全1827市区町村中、1808の自治体から回答があった。それによると、滞納額は、納めるべき保育料の総額約4784億2000万円の1.9%に当たる約89億7000万円。滞納した保護者は、全体の約3.7%の約8万6000人だった。「過去5年間で滞納額が増えた」と</p>	2007/08/23	<p>文科省：概算要求方針固める 3年で小中教員2万1千人増</p> <p>毎日新聞</p> <p>文部科学省は22日、来年度から3年間で小中学校の教職員を約2万1000人増員する人事計画などをまとめ、概算要求する方針を固めた。教職員の待遇改善が狙いで、初年度は管理職を補佐する主幹教諭の配置など計約7100人を要求する。この計画に伴い、教職員の人員費にあたる「義務教育費国庫負担金」は対前年度比298億円増の1兆6957億円を要求する。23日の予算省議で正式決定する。安倍晋三首相は教育再生を政権の最重要課題に掲げており、同省の教育再生</p>

<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>	<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>
	<p>関連予算は安倍政権の目玉予算にもなる。行政改革推進法で教員の定数減を求められている中で、7月の参院選で敗北して求心力を失いつつある安倍首相が、教員増を盛り込む教育予算を実現できるかが注目される。同省は新年度予算の概算要求で、非常勤講師の配置（77億円）や事務作業の外部委託（205億円）の新規事業も盛り込む。</p>		<p>らの異論が強まりそうだ。参院で野党が過半数の議席を持つことも懸念材料だ。民主党の支持基盤の一つである日教組は、教育基本法改正や教員免許更新制の導入など首相の教育改革路線に真っ向から反対してきた。首相が教育関係の法改正を狙っても、参院では否決される可能性が高い。「教育再生会議の報告に沿って、教育再生は進めいかなければいけない」と首相。</p>
2007/08/23	<p><b>教育再生会議 参院選の影響大宿題「山積み」</b> 産経新聞</p> <p>与党が大敗した参院選の結果は、政府の教育再生会議（野依良治座長）にも影を落としている。27日に予定される内閣改造でメンバーが変わることに加え、議論に対して与党からの反発が強まることも予想される。教育再生を内閣の最重要課題に掲げ、「愛国心」を盛り込んだ改正教育基本法や、教員免許更新制などを導入する教育再生3法を成立させてきた安倍晋三首相だが、足踏みを余儀なくされそうだ。再生会議は3次報告に向けた審議を9月に再開し、（1）行政が配布した利用券を使い、生徒自身が選んだ学校に通う「教育バウチャー制」（2）教育委員会や学校の第三者評価（3）「6・3・3・4制」のあり方－などの課題を検討する。このうち、首相が就任前から提唱してきたバウチャー制度は、3次報告の「目玉」とされる。ただ、学校間に競争原理を持ち込むことには、再生会議委員の間でも賛否が割れている。学校が多くない地方では効果も限定的になるだけに、参院選の敗因の一つとなった「地域格差」の問題も絡み、与党内か</p>	2007/08/23	<p><b>小学校の男性講師、男児の舌を切るふり ショックで欠席</b> 朝日新聞</p> <p>大阪府高槻市の小学校で、3年生の担任をしている男性講師（52）が授業中、男子児童にはさみを振りかざして舌を切るふりをしていたことがわかった。講師は男児にあだ名を付けて何度も呼んだことから、男児はショックを受けて2日間、学校を休んだという。市教委によると、6月3日ごろ、授業中に私語があった男児に講師がはさみを取り出し「舌を切るぞ」としかり、他の児童に「切ってもええか」と同意を求めて舌を切るふりをしたという。同20日には同じ男児が口の周りにご飯粒をつけていたことを見つけ、「のりたま君」とあだ名を付けて呼んだという。男児は他の児童からも同じ名前で呼ばれるようになって、翌日から2日間欠席。男児の母親が学校に抗議し、校長や担任らは謝罪した。</p>
		2007/08/31	<p><b>&lt;文科省&gt;授業を年200時間増へ 中学の主要教科など</b> 毎日新聞</p> <p>文部科学省は、中学校の主要5教科（国語、社会、数学、理科、</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2007/08/31	<p>外国语)と保健体育の授業時間数を現行よりも約1割増となる年間計約200時間程度増加させる方針を固め、学習指導要領の改定内容を審議する中央教育審議会の専門部会に31日提示した。また、総合的な学習の時間は週1時間(年35時間)を削減。選択教科も削減し、各学年の年間総授業時間は週1時間(年35時間)程度増加することになる。中学校の授業時間が増えるのは69年の改定以来38年ぶり。中教審の了承が得られれば、学習指導要領改定に盛り込む。1年生は数学▽2年生は数学、理科▽3年生は国語、社会、理科を中心に充実させ、外国语と保健体育は3年間を通して充実させる。指導内容では、社会で法に関する学習や宗教について充実させ、理科では観察・実験の時間を確保するよう改善する。英語は学ぶ語数を増やす考えだ。改定作業が進む次期学習指導要領について、伊吹文明文部科学相は31日の閣議後会見で、09年度から一部実施し、小学校は11年度から完全実施する方針を示した。</p>	2007/09/04	<p>対象者の選抜方法などは、各校のアイデアに任せる方針だ。内容としては、大学レベルも視野に入れた高度な数学の講義、観察や実験を通じた科学の学習、電子メールや手紙による指導や学習の助言、科学の魅力を児童生徒や進路指導担当の教員に伝えることなどを想定している。夏休みなどの期間限定ではなく、毎週土曜日など年間を通じ継続的に開く。小学生と高校生が席を並べて、大学教授から大学レベルの数学の講義を受けるような場面も実現しそうだ。同省は「スポーツとは違い、科学オリンピックに出場するような生徒の才能を小さいうちから伸ばす仕組みがなかった。優秀な科学者に育ってほしい」と期待している。</p>
	<p><b>小中高生向け「科学者養成所」 大学など5校に指導の場</b> 朝日新聞</p> <p>理数系に卓越した意欲や能力を持つ小・中・高校生に向けた「未来の科学者養成講座」を文部科学省が来年度から始める。大学などに指導の場を設ける。概算要求に2億円を盛り込んだ。講座は、高度な数学を理解できるような児童や生徒が対象。学校の通常の課程とは独立した取り組みとして、高度で発展的な学習環境を提供できる大学や高等専門学校を公募し5校を選ぶ。</p>	2007/09/06	<p><b>中学で武道必修化へ 「伝統文化」重視、女子は戦後初産経新聞</b></p> <p>学習指導要領の改定作業を進めている中央教育審議会の体育・保健部会は4日、中学校の体育で選択制の武道を必修化する方針を決めた。礼儀や公正な態度など、日本の伝統文化に触れる機会を広げるのが狙い。平成23年度にも実施される。男子の武道は4年度まで必修だったが、女子について必修化するのは戦後初めて。また、武道とともにダンスも1~2年で必修化する。3年生は柔軟体操など体つくり運動とその知識を必修とし、それ以外の種目は選択制にする。</p>
			<p><b>&lt;入試問題外注&gt;今春私大の12% 文科省「自肃」を通知</b> 毎日新聞</p> <p>今春の入試問題の作成を予備</p>

<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>	<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>
2007/09/08	<p>校など外部に委託した私立大学が、全国578校の12%、71校に上ることが、文部科学省の調査で分かった。予備校関係者によると作成費は1科目当たり数十万～200万円。背景には、近年の入試多様化に加え、大学側の問題作成能力が十分でないという事情もあるようだ。同省は全大学に「試験問題は大学自らが作るのが基本。外部委託は社会的な疑念を招きかねない」と“自肃”を求める通知を出した。外部委託は法令には触れないが、国会で「機密保持や公平性の点で問題だ」と指摘され、国公私立4年制大を対象に初めて実態を調べた。国公立大では委託はゼロだった。</p> <p><b>「新しい歴史教科書をつくる会」、自由社から教科書出版へ</b> 読売新聞</p> <p>「新しい歴史教科書をつくる会」(藤岡信勝会長)は7日、2011年度から使用される可能性がある中学校の歴史と公民の教科書を、「自由社」から出版すると発表した。自由社は、雑誌「自由」などを発行している。現行の教科書の発行元・扶桑社から、教科書の発行継続を拒否されたとして、別の出版社を公募していた。藤岡会長は「数社から出版の申し出があったが、保守系言論機関の草分けである自由社が最もふさわしいと判断した」と話している。</p>	2007/09/11	<p>会は10日、大学生の「質」の低下を防ぐため、卒業認定の厳格化を各大学に求める審議経過報告書案を大筋で了承した。また、国に対しても、大学生として卒業までに身につけるべき能力(学士力=仮称)を指針として示すことを求めている。大学・短大への全志願者数と全入学者数が同じになる「大学全入時代」を控え、同報告書は「入試による『入口』の質保証機能は低下している」と指摘。「出口」管理の厳格化を強調し、卒業認定試験の実施や卒業単位数の見直しなどを求めている。また、同報告書は各学部の学生に共通する能力を4分野13項目にわたって列挙し、「学士力」と表現。「異文化に関する知識の理解」「情報を論理的に分析し、表現できる」などのほか、「自ら律して行動できる」「自己の良心と社会の規範に従って行動できる」なども身につけるべき能力に掲げた。質の低下を防ぐため、出口管理の厳格化のほか、教員への研修や学生への補習教育のより一層の充実も求めている。</p> <p><b>小学生の英語、「点数評価せず」</b> 文科省方針 朝日新聞</p> <p>文部科学省は10日、学習指導要領の改訂で導入を検討している小学校の「英語活動」について、検定教科書を使わず数値評価もしないという案を中央教育審議会(文部科学相の諮問機関)の教育課程部会に示した。小学校高学年で早ければ11年春から英語活動を導入するという文科省案は、教育課程部会の下部にある小学校部会が大筋で了承している。教育課程部会はその結果を</p>
2007/09/10	<p><b>&lt;大学学部教育&gt;卒業認定の厳格化を要請…中教審小委</b> 毎日新聞</p> <p>大学の学部教育のあり方を審議している中央教育審議会(文部科学相の諮問機関)の小委員</p>		

<b>DATE</b>	<b>DOCUMENT</b>	<b>DATE</b>	<b>DOCUMENT</b>
	<p>受けて検討した 文科省がこの日出した案では「幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培う」ことを目的とし、「中学校の英語教育を前倒しするのではない」と明記。教科のように数値評価すべきではなく、検定教科書を使うのではなく「国として共通教材を提供することが必要」と記された。委員から明確な反対は出なかったが、なぜ小学校から始めるかという点では、「中高の英語教育の課題や反省点を踏まないと（導入に納得を得られない）（中村正彦・東京都教育長）、「（目的は）国際理解なのかスキル養成なのか。文科省案には両方の考え方方が並んでいる」（市川伸一・東京大教授）といった意見があり、引き続き議論することになった。</p>	2007/09/12	<p>立区の斎藤幸枝教育長は「すぐに回収したので実害はなかったと聞いている」と、事前配布については大筋で認めた。</p>
2007/09/11	<p><b>足立区教委、試験前に学力テスト配布 校長会で問題用紙</b> <b>朝日新聞</b></p> <p>東京都が05年1月、都内の公立小中学校を対象に学力テストを実施した際、足立区教育委員会が事前に区立小中学校の校長を集め、問題用紙の一部を配っていたことが分かった。この際、担当者は「よく学習してください」と話したという。校長側が反発したため、結果として事前の「学習」には使われなかつたとみられる。足立区では、区立小1校で教員が児童に間違いを指さして知らせるなどの不正が今年7月に発覚し、区教委は「校長の指示に行き過ぎがあった」としていた。しかし、問題の事前配布が明らかになったことで、それ以前に区教委自身が、成績アップをねらい不正を行おうとしていた可能性が出てきた。足</p>		<p><b>全都道府県名と位置暗記を 中教審方針</b> <b>読売新聞</b></p> <p>今年度内にも改定する予定の学習指導要領について、中央教育審議会（文部科学相の諮問機関）の専門部会は、小学校社会で47都道府県と世界の主な国々の名称と位置を覚えさせる方針を固めた。現行の指導要領で学習内容が3割削減されたことに伴い、弥生時代から教えることになっている日本の歴史も、縄文時代から教えることにする。詰め込み教育への批判から、授業時間が大幅に減る一方、自分で資料を探して発表するといった「調べ学習」の時間が増えたため、「学校が基本的な知識を教えない状況」（文部科学省）になり、学力低下の一因と指摘されていた。</p>
		2007/09/12	<p><b>指導力不足の烙印…「退職」公立校教員、115人で最多</b> <b>読売新聞</b></p> <p>2006年度に都道府県と政令市の教育委員会から「指導力不足」と認定された後、依願退職などで教壇を去った公立小中高校などの教員は115人で、過去最高だったことが12日、文部科学省のまとめで分かった。教員採用試験に合格したものの、1年間の試用期間中に「不適格」と判断されたり、病気になったりして正式採用に至らなかった人も6年連続で増え、過去最高の295人だった。文科省によると、04、05年度にそれぞれ500人を突破していた指導力不足教員は、06年度</p>

<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>	<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>
は450人（前年度比56人減）で、 2年連続で減少した。具体的には、学習指導計画が自分で立て られない教員や、ムダ話が多く 教科書に沿った指導ができない 教員などのケースが指摘された。			

## 第8回 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集要項

### 子どもの人権連事務局

#### 【趣旨】

国連・子どもの権利条約が国内発効して10年以上が経ちました。いまだ、条約の認知度は高いとは言えませんが、一方でこの条約を踏まえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうしたこころみをさらに奨励し、機関誌等を通じてこれを広める趣旨で、助成事業をおこなうことといたします。ふるってご応募下さい。

#### 【応募内容】

##### —子ども自身の企画・運営—

学校、職場、地域などでの、たとえば、

\*子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり

\*子どもの権利を確立するためのこころみ

\*子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ

など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお、子ども自身がなんらかの形でかかわっているもの（かかわることを予定しているもの）に限ります。また、学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけのこころみについての子どもによる応募は大歓迎です。

#### 【応募方法】

まずe-mail、電話、faxにて応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、別途1200字から1600字程度で活動（予定を含む）の概要を書いて頂き（写真や資料等も貼付も可）、事務局に郵送ください。（資料等は返却しません）なお、送付物はA4版のみとしてください。

活動の概要には、子どもの参加の状況（どのような形で何人くらい、など）、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定（抱負）もあれば記述して下さい。

#### 【助成費（活動費の一部として）】

1件10万円を上限とし、20件程度（総額200万円）

（助成金の使途が証明できる書類を事前または後日提出していただきます）

#### 【応募締切】

2007年11月27日（火）

## 【審査基準】

子どもの権利の実現や普及・促進に貢献する内容のあらゆるこころみ

## 【審査委員】

子どもの人権連代表委員／石井小夜子（弁護士）、森越康雄（日教組委員長）、鈴木祥蔵（関西大学名誉教授）、高松秀憲（全国同和教育研究協議会委員長）、永井憲一（法政大学教授）、平野裕二（A R C代表）、森田明美（東洋大学教授）、子どもの人権連事務局

## 【結果発表】

発表は2007年12月初旬。応募された方全員に結果をお知らせするとともに、直近の子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』誌上、および、子どもの人権連HP (<http://www.jinken-kodomo.net/>) でも発表します。

## 【実践報告】

5000字程度で活動報告書を提出していただきます。（子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』に掲載させていただきます）

## 【その他】

お問い合わせは、子どもの人権連事務局までメールでご連絡下さい。

なお、来年度から助成金事業の内容を変更する予定です。来年度の募集時に詳しく説明します。

[kodomo@jtu-net.or.jp](mailto:kodomo@jtu-net.or.jp)

### WHAT'S 子どもの人権連？

日教組、自治労などの団体会員（年会費1万円）及び個人会員（年会費5千円）から構成する子どもの人権連は86年の発足以来、国連・子どもの権利条約が94年に国内発効するまでは主に、子どもの権利条約の国内批准促進運動を、発効後は、条約の広報や子どもの権利状況全般の確立をめざす各種出版物を刊行するなどしてきました。特に教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点を置いてきました。また、国連・子どもの権利委員会の全会期傍聴他、同委員会宛NGOレポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってています。会員申し込み及び機関誌見本の請求は下記まで。

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6階

子どもの人権連事務局

# 子どもの人権連 第22回総会

2007年11月16日(金)13:30~16:00

日本教育会館7階 702会議室  
東京都千代田区一ツ橋2-6-2  
(地下鉄三田線、新宿線、半蔵門線 神保町駅から徒歩3分)

13:30~14:00 第22回総会

14:00~16:00 学習会

○「子どもの権利の国際的動向

—障害児施策と子どもへの予算を中心にして—

講師：平野裕二さん

(子どもの人権連代表委員・ARC代表)

○「『子どもの権利条約』に関わるとりくみ状況について」

講師：喜多明人さん

(早稲田大学教授、子どもの権利条約ネットワーク代表)

\*プログラムの詳細につきましては、下記子どもの人権連HPをご覧ください。

\*参加は無料です。

\*お問い合わせはこちらまでお願ひいたします。

メールの方 kodomo@jtu-net.or.jp

電話・ファックスの方 03-3265-2197

\*なお、同日18:00から「全国学力・学習状況調査に関するシンポジウム（仮題、主催：日教組）」が全労災スペースゼロ（新宿駅南口から徒歩5分 <http://www.spacezero.co.jp/access/index.html>）にて開催されます。コーディネーターは藤田英典さん（国際基督教大学教授）、シンポジストは福田誠治さん（都留文科大学教授）他をお迎えします。こちらにも、どうぞご参加ください。詳しくは、日教組HP (<http://www.jtu-net.or.jp/>) をご覧ください。

●いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.110 /2007年9月号 2007年10月1日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行＆編集人

子どもの人権連事務局

◆事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F

TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp

URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費＝個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円